

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

<介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

	委員会の開催	計画・指針の整備	研修の実施	訓練の実施
業務継続計画（感染症・災害）	—	計画	年2回以上 新規採用時	年2回以上
感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止	おおむね 3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	年2回以上
虐待の防止	定期的	指針	年2回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的 な研修（無資格者のみ）	—	—	採用後 1年以内	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	—
事故発生防止	○（頻度なし）	指針	年2回以上 新規採用時	—
褥瘡対策	○（褥瘡対策チー ム・頻度なし）	指針	○（頻度なし）	—
入所に関する検討 ※（地域密着型）介護老人福 祉施設のみ	指針で定めた回数	計画	—	—